

平成29年度運輸安全マネジメント



TOHTETSU



平成29年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

東濃鉄道株式会社では、運輸安全マネジメントの導入に伴い、社長以下全従業員が一丸となって、輸送の安全を確保するため、以下のとおり取り組みます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全輸送が当社の最大の使命であり、安全の確保を最優先します。
- (2) 安全に関する現場の声をいかして安全確保に努めます。
- (3) 輸送の安全の確保に向けた安全対策については不断に見直しを図り、絶えず輸送の安全性向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する要員確保及び必要な支出や投資を積極的かつ効率的に行なうように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な改善処置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する必要な情報を全社員が共有できる連絡体制を確立します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関し具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標達成状況

(1) 平成28年度目標の達成状況

平成28年度目標	平成28年度結果状況
有責事故27件以下を目標にします。	有責事故50件
車両特性を熟知し、無駄な事故の撲滅	半数以上が該当事故
固定物接触事故の撲滅	17件
「確認から確認」を点呼時に復唱する	点呼時に復唱実施

(2) 平成29年度目標

- ・有責事故件数29件以下を目標とする
- ・確認を徹底し事故防止
- ・決められた事は必ず守る

4. 当社が第一当事者である自動車事故報告規則第2条に該当する事故件数

- ・人身被害の無い車両故障3件発生

5. 輸送の安全の確保に関する投資

・安全性向上のための車両更新

(衝突被害軽減ブレーキシステム・車線逸脱警報装置・ドライバーモニター装置の導入)

・ドライブレコーダー常時録画用導入 (61台)

・健康診断・適性診断・SASスクリーニング検査・脳MRI検査

・外部の自動車安全運転研修への参加

・NASVAの講師による運輸安全マネジメント研修、事故惹起者研修

6. 安全統括管理者

門間 實 (常務取締役営業本部長)

7. 安全管理規程

「別紙1参照」

8. 輸送の安全に関する計画並びに輸送の安全に関する教育及び研修の計画

「以下のとおり計画します」

9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

「別紙2参照」

10. 事故災害等に関する報告連絡体制

「別紙3参照」

11. 輸送の安全に関する内部監査実施とフォローアップ監査の完了

内部監査

年度	28年度	29年度
監査目的	運輸安全マネジメント体制等の確認	
実施日	平成29年1月23日～	平成30年1月から予定
監査部署	多治見営業所・可児営業所・土岐営業所・恵那営業所・小牧営業所	

◎輸送の安全に関する計画並びに輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 輸送の安全に関する計画

(1) 安全に関する運動の展開

- ① 春の全国交通安全運動 (4月6日～15日 10日間)
- ② 自動車不正改造防止月間 (6月1日～30日 1ヶ月間)
- ③ 車内事故防止キャンペーン (7月1日～31日 1ヶ月間)
- ④ 夏の交通安全県民運動 (7月11日～20日 10日間)

- ⑤ 飲酒運転防止月間 (9月 1日～30日 1ヶ月間)
- ⑥ 秋の全国交通安全運動 (9月21日～30日 10日間)
- ⑦ 年末の交通安全県民運動 (12月 1日～10日 愛知県)
(12月11日～20日 岐阜県)
- ⑧ 年末年始の輸送等に関する安全総点検 (12月10日～ 翌年1月10日)
全国・県民の交通安全運動に参加し、安全運行の意識の向上を図ります。

(2) 安全に関する会議・委員会

① 所課長会議

本社課長以上の役職者、全営業所長との情報を共有するための会議
(毎月1回開催)

② 事故防止委員会

経営トップ、本社スタッフ、全営業所長、組合役員で構成したメンバーで、
事故防止及び安全性向上に関する意見交換等を行い対策を講じます。
(上記安全運動前に開催)

③ 事故審議委員会

事故内容の分析と今後の事故防止対策を審議します。 (毎月1回開催)

④ 運行管理者会議

本社運行管理担当と全営業所の運行管理者との運行管理及び指示の共有化を
図ります。 (年2回7月・1月開催)

⑤ 整備管理者会議

本社整備管理担当と全営業所の整備管理者との車両整備管理の会議を
行います。 (年2回6月・12月開催)

⑥ 営業所内会議 (班長会及び安全衛生委員会)

営業所長は、所属乗務員に対して安全等に関する取り組み及び安全衛生に関わる
内容説明と意識の向上を図ります。 (毎月1回開催)

(3) 安全運行を目的とした巡視及び指導

① 経営トップによる営業所巡視

交通安全運動期間中に巡視します。

② 営業所巡回指導

安全統括管理者及び本社スタッフ・組合役員による各営業所への巡視と乗務員への
指導・コミュニケーションを図ります。

③ 添乗モニター制度の充実

単独乗務1年未満の運転士及び事故惹起者を中心に実施します。
モニターで高い評価が得られない乗務員についても繰り返し添乗指導します。

④ 交通安全運動期間中の立会い指導

交通安全運動期間中の点呼の立会いと、主要駅での街頭指導を行ないます。

(4) 輸送の安全に関わるその他の施策

① ヒヤリ・ハット及び事故事例の情報収集

事故防止に活用し、情報の共有化を図ります。

- ② デジタコ・ドラレコを活用した安全運転指導
デジタコ、ドラレコによる運転士への安全運転指導を行いません。
- ③ 重大事故等への対応
事故想定訓練を実施し、非常時対応の訓練と連絡体制の確認を行いません。
- ④ SDカードの取得
役員を含めた全従業員の事故違反歴の情報収集をします。
- ⑤ 運転免許証期限切れと免許証不携帯防止策
免許証リーダーによる免許証内容の確認（点呼時）とネックホルダー及びポケットホルダーを活用した免許証所持の確認をします。
- ⑥ 反社会的行為の防止
飲酒運転の根絶、薬物乱用等の反社会的行為防止のための徹底した指導教育を行います。
- ⑦ 運輸安全マネジメントの周知徹底
周知カードを常備し、運輸安全マネジメントの取り組みの周知徹底を図ります。
- ⑧ 健康診断の管理の徹底
健康管理のチェックの実施、二次検診の受診の徹底と追跡調査を実施します。

2. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 乗務員研修
 - ① 運転士集合教育
運転士全員を対象に、教育担当者による研修会を実施します。
 - ② 新人運転士教育
採用時と単独乗務時に就業規則・接遇・運転者の行動マニュアル・CS運動などの教育を実施します。
 - ③ 事故惹起者教育
事故後の安全運転教育・添乗指導及び外部教習施設での受講を実施します。
 - ④ 事故防止研修会
事故惹起者全員を対象に1年に1回研修を実施します。（外部講師を含む）
 - ⑤ 安全運転研修
指導運転士・乗務員及び事故惹起者を外部研修に派遣し安全運転教育を実施します。
- (2) 管理者研修
 - ① 運行管理者研修
外部運行管理者講習へ参加させます。
 - ② 内勤者講習
助役を対象に運行管理・労務管理・コンプライアンス等の講習会を開催します。
 - ③ 運行管理者及び整備管理者による各会議を実施し、情報収集と共有に努めています。
(年各2回実施)

[別紙 1]

安 全 管 理 規 程

東濃鉄道株式会社

目 次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

平成 25 年 10 月 1 日 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 当社は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保を最優先にした事業の運営を図るため、次のとおり輸送の安全に関する方針を定め、社員に対し、輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底する。

- (1) 安全輸送が当社の最大の使命であり、安全の確保を最優先する。
- (2) 安全に関する現場の声をいかして安全の確保に努める。
- (3) 輸送の安全の確保に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 安全意識の向上
輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
 - (2) 安全への投資
輸送の安全に関する要員確保及び必要な支出や投資を積極的かつ効率的に行うように努める。
 - (3) 内部監査と改善
輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な改善措置を講じる。
 - (4) 情報共有の体制づくり
輸送の安全に関する必要な情報を全社員が共有できる連絡体制を確立する。
 - (5) 教育・研修の計画
輸送の安全に関する教育及び研修に関し具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。
- 2 運行管理の受託の場合は、委託事業者と密接な連携を絶やさず、双方の協力のもと、輸送の安全確保に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 経営トップは、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
- 2 運行管理部長は、安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に関する事故防止策を策定し実施する。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、統括運行管理者、運行管理者、整備管理者等営業所員の指導監督を行う。
 - 4 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運行管理者の業務を統括する。
 - 5 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所の運行管理業務の指導監督を行う。
 - 6 整備管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所の整備管理業務の指導監督を行う。
 - 7 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。〔別紙2〕

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (2) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を確実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、

隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。〔別紙3〕

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）（以下「報告規則」という。）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届けを行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 経営トップは、内部監査の実施にあたって、その重要性を社員へ周知徹底する等支援を行う。
- 3 安全統括管理者は、第1項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。
- 4 経営トップは、必要に応じ、外部の専門的機関に内部監査を委託することができる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 次に掲げる各号の輸送の安全に関する情報については、毎年度、外部に対して公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する重点施策
 - (5) 輸送の安全に関する計画
 - (6) 輸送の安全に関する予算等実績額
 - (7) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者、安全管理規程
 - (10) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 次に掲げる輸送の安全に関する記録を作成し、適切に管理、保存する。
- (1) 安全の輸送に関する事業運営上の方針に当たっての会議の議事録
 - (2) 報告連絡体制
 - (3) 事故、災害等の報告
 - (4) 安全統括管理者の指示
 - (5) 内部監査の結果
 - (6) 経営トップに報告した是正措置又は予防措置

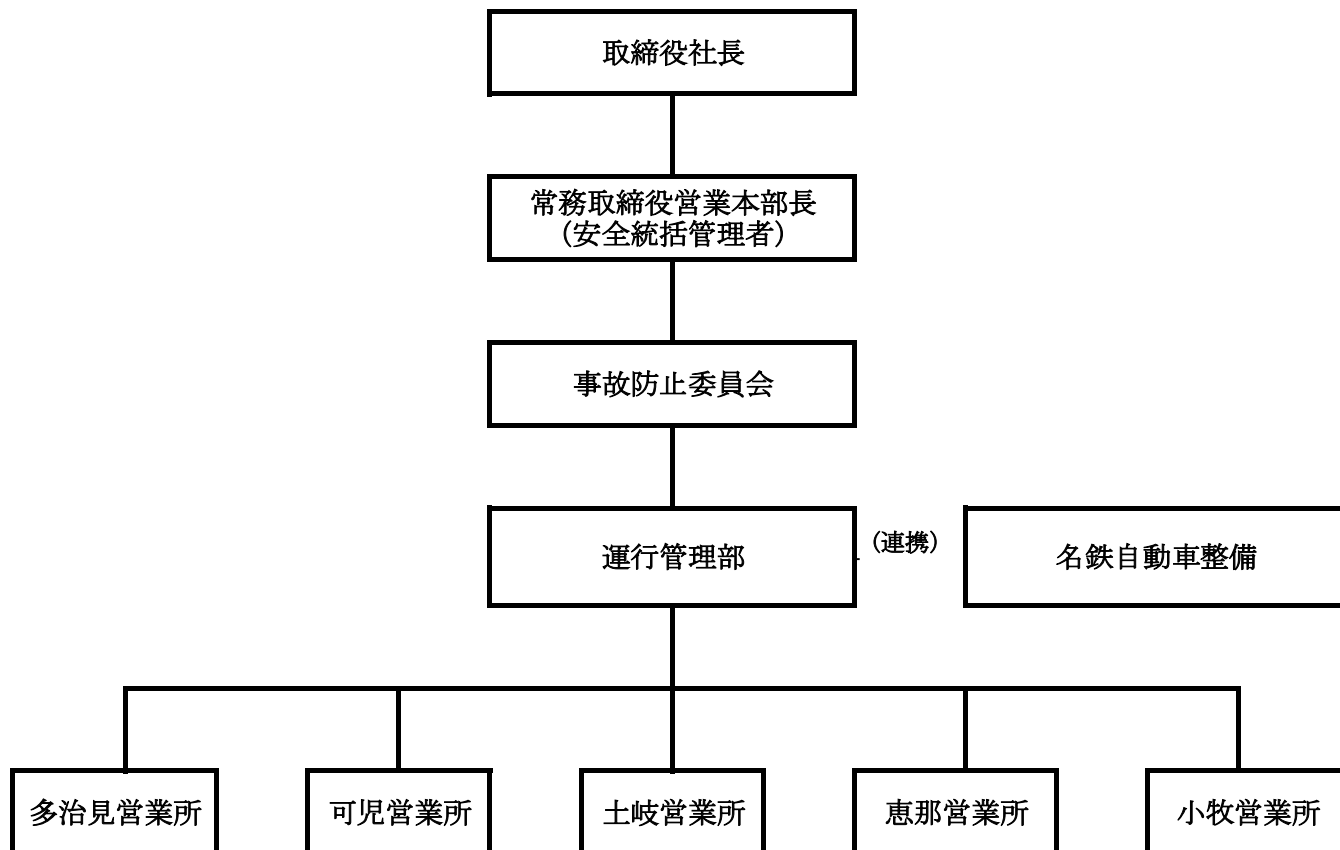
付 則

本規程は平成25年10月1日から適用する。

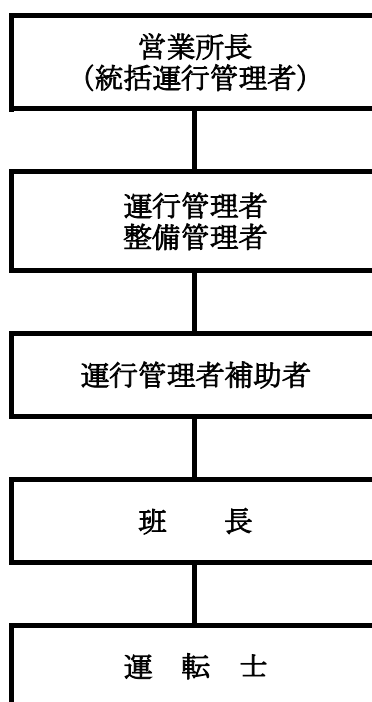
輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

1. 組織体制

東濃鉄道株式会社



2. 営業所における安全に係る指揮命令系統



事故、災害等に関する報告連絡体制

東濃鉄道株式会社

